

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項前段の規定により知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和3年4月28日

岐阜県監査委員	伊藤秀光
岐阜県監査委員	高殿尚
岐阜県監査委員	鈴木靖
岐阜県監査委員	長縄直子
岐阜県監査委員	南圭一

I 平成30年度、令和元年度及び令和2年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
指摘事項	89	88	0	1
指導事項	99	99	0	0
検討事項	5	5	0	0
計	193	192	0	1

2 令和元年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
指摘事項	106	106	0	0
指導事項	126	126	0	0
検討事項	6	6	0	0
計	238	238	0	0

3 令和2年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	100	89	3	8
指導事項	76	71	1	4
検討事項	2	2	0	0
計	178	162	4	12

※「今回措置を講じたもの」については、令和3年3月29日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 令和2年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
技術検査課	<p>平成30年度に開始した岐阜県建設人材育成・確保支援事業費補助金について、補助事業者が補助金の交付を受けた後に、消費税及び地方消費税の確定申告により補助対象事業費に含めていた消費税額を仕入税額控除しており、その結果、補助事業で整備した設備や研修を実施するための事務費等に係る消費税額を実質的に負担していないことになっていた。</p> <p>岐阜県建設人材育成・確保支援事業費補助金交付要綱に、仕入控除税額に係る補助金相当額（以下「消費税相当額」という。）の県への報告及びその返還の規定がないため、県は上記事実を把握しておらず、平成30年度及び令和元年度補助金に係る消費税相当額2,921,213円が過大に交付されている状況にあると認められるので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成30年度及び令和元年度補助金に係る消費税相当額 2,921,213円について、補助事業者からの報告を確認し、令和2年12月25日に県から補助事業者に返還を通知し、令和3年1月15日に納入されたことを確認した。</p> <p>また、岐阜県建設人材育成・確保支援事業費補助金交付要綱に、仕入控除税額に係る補助金相当額の県への報告及びその返還の規定を追加する改正を行い、令和2年度分の補助金から適用することとした。</p> <p>今後は、消費税の取扱いを含む補助金の適正な処理に努める。</p>
高山土木事務所	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料198,341円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>事故直後、直ちに当該職員に対し安全運転と公用車の適切な使用について指導を行った。</p> <p>また、課長会議や朝礼等機会あるごとに、安全運転について注意を促すとともに公用車の適切な使用及び管理を周知徹底し、職員の交通事故防止意識向上を図った。</p> <p>さらに、公用車には交通事故防止のための注意事項を記載した文書を備え付けるとともに、ダッシュボードに公用車の使用及び点検に関するステッカーを貼り、運転者及び同乗者へ安全運</p>

		<p>転と公用車の適正管理に関する注意喚起を行っている。</p> <p>今後も定期的に交通安全及び公用車の管理について注意喚起を行い、再発防止に努める。</p>
古川土木事務所	<p>旅費の支出事務において、職員は旅費の比較計算を行う際に、旅費システムの旅費計算画面から試算すべきところ、命令入力画面から入力を行ったため、事務担当者（旅行内容の確認及び予算科目の設定を行う者）から差戻しを受け、旅費システムからの削除（取下げ登録）を求められた。しかし、それを削除せず、後日、旅行命令について決裁を進める処理を行い、復命についても旅行命令権者から承認を受けたことで、1件10,868円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過払いとなっていた旅費1件10,868円については、予備監査終了後、直ちに納入通知書を発付し、令和2年6月12日に県に納入されたことを確認した。</p> <p>所属職員に対しては、旅費システムでの旅行命令及び復命入力の際は、入力を行う画面を確認し、行程等の入力内容に変更等が生じた場合には、適切に入力を行うよう周知徹底した。</p> <p>また、同日に複数の旅行命令入力を行った際は、警告メッセージが表示されるため、表示されたメッセージ内容及び入力済の旅行命令の内容を確認し、二重登録を行わないよう、職員に注意喚起も行った。</p> <p>今後は、財務会計システムにより作成される関係帳票「旅行命令未完了リスト」等の確認を行い、再発防止に努める。</p>

（２）監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

県土整備部

機関名	監査結果	講じた措置
古川土木事務所	<p>財産の記録管理事務において、重要物品の口座設定区分を誤り、除雪ドローザは「大型特殊自動車」として、ロータリー除雪車は「小型特殊自動車」として記録管理すべきところ、「土木機械」として記録管理されているものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>過去に購入を行った重要物品の登録について、口座設定区分の登録が誤っていたため、速やかに物品台帳から削除登録及び新たに物品登録を行い、令和2年11月11日に登録処理が完了した。</p> <p>今後、物品登録を行う際には、過去の登録状況を踏襲するのではなく、購入物品の仕様、形状及び関係書類の確</p>

	認を確実にい、適正な登録を行うよう関係職員に対して周知徹底した。
--	----------------------------------